

rāṣṭra と viṣaya

沼 田 一 郎

1. マヌ法典 (Mn.) をはじめとするダルマ文献のみならず、マハーバーラタ (MBh.) や諸プラナーナには Rājadharmā と称されるセクションがあり、そこには王の日常生活をはじめ、国家経営から村落統治にいたるまでの社会の現実に関わるような記事がある。また、カウティリヤの実利論 (Arth.) はこれらの部分と共通する内容を本領としているので王権や古代史の記述にはしばしば用いられる資料である。本稿ではこれらを資料として、国家と法の問題を検討することにする。

まず、王には法の制定能力があるか否か、という問題がある。王にはその権能はないというのが通説になっているが、制定されたダルマを運用するのは王の役割と考えてよい。それでは、ダルマを運用する際にどのような範囲でそれが可能なのであろうか。

2. 古代のインド人が現代的な意味での「国家」意識を持っていたかどうかは必ずしも明らかではないが¹⁾、王権の及ぶ範囲を何らかの条件で限定しているはずである。Arth. によると、このような概念は viṣaya と呼ばれる。

kṛtyākṛtyapakṣopagrahaḥ svaviṣaye vyākhyātaḥ, paraviṣaye vācyaḥ——/1. 14. 1/
 自国において取り込むことのできる者たちと、取り込むことのできない者たちについて説明された。次に敵国について述べられる。

iti svaviṣaye vyākhyātam/ paraviṣaye tu——/2. 16. 17-18/

以上自国については説明された。次に敵国については——。

このように、Arth. においては sva-viṣaya と para-viṣaya とが一對になって用いられている例が見られる。

ダルマ文献には同様に自国と敵国を対置させる表現として次のようなものがある。

svarāṣṭre nyāyavṛttāḥ(-daṇḍāḥ: Viṣ. 3. 96) syād bhrśadaṇḍāś ca śatruṣu /Mn. 7. 23ab/²⁾

自国においては正しく行動し、敵に対しては厳しく刑罰を科するべきである。

ここでは、敵 (śatru) に対置されているのは svarāṣṭra であるが、他にダルマ

文献には sva-, para-rāṣṭra を対置させる用例がある。

svarāṣṭrapararāṣṭrayoś ca cāracakṣuḥ syāt /Viṣ. 3. 35/

自国においても敵国においてもスパイの目があるべし。

pareṇabhiyuktaś ca sarvātmanā svarāṣṭraṃ gopayet /Viṣ. 3. 43/

敵に攻撃されたら全力で自国を守るべきである。

ya eva nṛpater dharmāḥ svarāṣṭraparipālāne/

tam eva kṛtsnaṃ āpnoti pararāṣṭraṃ vāsaṃ nayan /Yāj. 1. 342/

王が敵国を支配して得るダルマは、自国を守護するとき得るのと全く同じである。

しかし、ダルマ文献には Arth. に見られる sva-, para-viṣaya の用例は見られない。

国家の領域が問題になるのは、刑罰規定においては「国外追放」である。追放することによって王の主権の及ばない領域に出すと考える。

Arth. ではこのようなケースは nirviṣaya と呼ばれている。

brāhmaṇaṃ pāpakarmāṇaṃ uddhuṣyāṅkakṛtavraṇaṃ/

kuryān nirviṣayaṃ rājā vāsayed ākareṣu vā /4. 8. 29/

悪事をなしたバラモンは公開して烙印を押し、王は追放するか、鉾山に住まわせるべきである。

svayaṃ grāsītāro nirviṣayāḥ kāryāḥ /4. 13. 2/

[食すべきでないものを] 自ら食べた者には、追放が科せられるべきである。

śvapākigamane kṛtakabandhāṅkaḥ paraviṣayaṃ gacchet,

śvapākatvaṃ vā śūdraḥ /4. 13. 34/

シュヴァパーカの女と交わったら、胴体の烙印を押しして他国へ追放するべきである。

これらに対してダルマ文献では、このようなケースは nirviṣaya と呼ばれることなく、rāṣṭra からの追放である。

yo grāmadeśasaṃghānāṃ kṛtvā satyena saṃvidam/

viśaṃvaden naro lobhāt taṃ rāṣṭrād vipravāsayet /Mn. 8. 219/

村落、地域、サンガとの間に宣誓によって締結した協定を、欲望の故に破る者 rāṣṭra から追放されるべし。

na jātu brāhmaṇaṃ hanyāt sarvapāpeṣv api sthitam/

rāṣṭrād enaṃ bahiḥ kuryāt samagradhanam akṣatam /Mn. 8. 380/

どのような罪を犯していても決してバラモンを殺してはならない。

全財産を持たせて傷つけることなく彼を rāṣṭra から追放するべきである。

āssu brāhmaṇasyaiva kāryo madhyamasāhasaḥ/

vivāsyō vā bhaved rāṣṭrāt sadravyaḥ saparicchadaḥ /Mn. 9.241/

[以上の] 罪について、パラモンには中位の罰金を科するべきである。

あるいは、財産と所持品を持たせて rāṣṭra から追放するべきである。

gaṇadravyaṃ hared yas tu saṃvidam laṅghayec ca yaḥ/

sarvasvaharaṇaṃ kṛtvā taṃ rāṣṭrād vipravāsayet /Yāj. 2. 187/

ガナの所有物を盗んだ者、そして協定を破った者は、すべてを没収して、rāṣṭra から追放するべきである。

cauraṃ pradāpyāpahrtaṃ ghātayed vividhair vadhaiḥ/

sacihnaṃ brāhmaṇaṃ kṛtvā svarāṣṭrād vipravāsayet /Yāj. 2.270/

泥棒には盗品を返却させてから、種々の体刑によって殺すべきである。

パラモンは烙印を押して自国から追放するべきである。

nirviṣaya は Arth. 以外には用例がない。また、MBh. には sva-viṣaya は数例見られるが、sva-, para-rāṣṭra の用例の方が多い³⁾。

3. また、王の権能として重要な徴税に関してもこの用法を傍証することができる。ダルマ文献に見られる税は、bali, kara, śulka の 3 種が知られる。

aśāsaṃ taskarān yas tu baliṃ gṛhṇāti pāṭhivah/

tasya prakṣubhyate rāṣṭraṃ svargāc ca parihyate /Mn. 9.254/

王が盗賊を懲らしめることなく bali を徴収するなら、彼の rāṣṭra は混乱し、彼は天界を失うであろう。

yathā phalena yuyjeta rājā kartā ca karmaṇām/

tathāvekṣya nṛpo rāṣṭre kalpayet satataṃ karān/

yathālpālpam adanty ādyaṃ vāryoko vatsaṣaṭpadāḥ/

tathālpālpō grahitavyo rāṣṭrād rājñābdikah karaḥ /Mn. 7.128-9/

王は、王と事業者がともに恩恵にあずかるように rāṣṭra におけるを決めるべきである。

ヒル、子牛、蜂が少しずつ食べるように、王は毎年の kara を rāṣṭra から少しずつ徴収するべきである。

mriyamāṇo 'py ādadita na rājā śrotriyāt karān/

na ca kṣudhāsyā saṃsīdec chrotriyo viṣaye vasan/

yasya rājñas tu viṣaye śrotriyah sīdati kṣudhā/

tasyāpi tat kṣudhā rāṣṭraṃ acireṇaiva sīdati /Mn. 7.133-4/⁴⁾

例え死に瀕していても王はシュロートリヤから kara をとってはならない。

彼の viṣaya に住むシュロートリヤが飢えて弱ってはならない。

ある王の viṣaya でシュロートリヤが飢えて弱るならその王の rāṣṭra もまた遠からずして飢えて、弱る。

aṣṭau māsān yathādityas toyam harati raśmibhiḥ/
tathā haret karaṃ rāṣṭrāt nityam arkavratam hi tat /Mn. 9.305/

太陽が8カ月間日光によって水を奪うように、常に rāṣṭra から kara を徴収するべきである。それは太陽の行いである。

以上のように bali, kara ずれも rāṣṭra からの徴収である。

Arth. では、税の徴収は次のように記述される。

piṇḍakaraḥ ṣaḍbhāgaḥ senābhaktaṃ baliḥ kara utsaṅgaḥ pārśvaṃ pārihinikam
aupayānikam kauṣṭheyakam ca rāṣṭram /2.15.3/

集合税、6分の1税、軍の糧秣, bali, kara, 膝(?), 賄賂, 賠償金, 贈り物, そして、倉庫からのものが rāṣṭra からの収益である。

sītā bhāgo baliḥ karo vaṇik nadipālas taro nāvaḥ pattanaṃ vivitaṃ vartanī
rajjus corarajjus ca rāṣṭram /2.6.3/

農産物, 分け前, bali, kara, 商人, 河川の保守, 渡し, 船, 港, 牧場, 道路, 縄 [による測量], そして泥棒を縄 [で捕らえること] が rāṣṭra にかかわるものである。

これだけを見ると, Arth. においても rāṣṭra がダルマ文献と同じ用法で用いられているようであるが, Arth. では rāṣṭra は durga や pura と対置され⁶⁾, 都市に対する「地方」の意味で用いられている。

このような用例はダルマ文献にも若干あるが, 逆に viṣaya が国土の意味で用いられることは少ない⁶⁾。

4. rāṣṭra は rāj- に由来し, 王権の観念と重要な結びつきを有するが⁷⁾, ダルマ文献では rāṣṭra を国土あるいは王の主権の及ぶ範囲 (すなわち王国) の意味で用いている。しかし, Arth. では rāṣṭra は国土の意味では用いられず, その代わりに viṣaya を用いていることが明らかとなった。このような差異はどこに由来しているのか, という問題については別の機会にゆずることにしたい。

1) P.V. Kaneによれば, 古代インドには現代的な意味での国家意識はないという。
History of the Dharmaśāstra, vol. III, p. 136.

2) Medhātithi は svarāṣṭra を「カシミール人にとってのカシミール, パーンチャラ人にとってのパーンチャラである」と説明し, śatru は pararāṣṭra と解している。

3) sva-; para-rāṣṭra が単独で用いられるだけでなく並記されるのは, 例えば, 4.28.6; 12.8 7.30; 12.131.1; 9.4.27; 15.9.15などである。

4) この箇所は viṣaya と rāṣṭra が並記されているので対照が容易である。つまり, シュロートリヤが住んでいるのは具体的な場所としての viṣaya であるが, その結果として衰退するのは王の rāṣṭra である。注釈家 (Kullūka, Govindarāja) も, viṣaya を deśa と説明するが, rāṣṭra は特に言い換ええない。viṣaya と rāṣṭra を区別して理解

しているであろう。

- 5) *durga*+*rāṣṭra* : 1. 16. 9; 2. 6. 1; 3. 12. 2; 4. 11. 11; 5. 1. 1; 5. 1. 39; 5. 1. 47; 5. 2. 38; 5. 3. 26; 5. 6. 38; 7. 15. 12; 12. 1. 19; 13. 3. 36; 13. 5. 15; *pura*+*rāṣṭra* : 1. 16. 7; 2. 4. 32; 2. 16. 21; 4. 11. 11.
- 6) ダルマ文献では王国の要素を列挙するときに *rāṣṭra* と *pura* あるいは *durga* が並記される。Mn. 7. 157; 9. 294; Viṣ. 3. 33. Mn. 9. 294では *Medhātithi* は「*pura* とは人の住む都市 (*nagara*) で, *rāṣṭra* とは地方 (*janapada*)」, *Kullūka* は「*pura* とは城壁の築かれた人の住む都市。 *rāṣṭra* とは地域 (*deśa*)」とする。
- 7) J. Gonda: *Ancient Indian Kingship from the religious Point of View*, Leiden, 1966, pp. 136-8, W. Rau: *Staad und Gesellschaft im alten Indien nach den Brāhmaṇa Texten dargestellt*, Wiesbaden, 1957, S, 72.

〈キーワード〉 *viśaya*, *rāṣṭra*, *dharma*, 法典, *Arthaśāstra*

(北海道大学助手)

掲載されなかった諸氏の発表題目(6)

ウルドゥー語に於ける “*dil*” と “*jigar*”

萩田 博 (東京外国語大学)

Yāmuna 著 *Āgamaprāmāṇya* 研究(一)—*Īśvara* の問題をめぐって—

藤谷隆之 (九州大学大学院)

有部教学における十善業道と出家戒—平川説に関連して—

本庄良文 (神戸女子大学)

法華経の *adhimukti*—「長者窮子喩」再説—

荻谷定彦 (種智院大学)

ロックフェラー収集の *Gaṇḍavyūha* 挿絵貝葉の比定

小林圓照 (花園大学)

宝積経における方便と廻向

島 義厚 (相愛女子短期大学)